

## 一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和7年12月菊川市議会定例会)

1 西下 敦基 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 集落支援員制度の活用について ..... P 1
- ② 地域活性化企業人制度の活用について ..... P 5

2 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)

- ① 菊川市の賑わい創出 ..... P 6

3 松永 晴香 議員 (答弁者：市長)

- ① 誰もが使える公共トイレに ..... P 9

4 東 和子 議員 (答弁者：市長)

- ① 高齢者等世帯に対するゴミ出し支援について ..... P 11

5 小林 博文 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 各種ハラスメントをなくすために ..... P 14

6 白松光好 議員 (答弁者：市長)

- ① 基金運用の現状について ..... P 16
- ② 市営住宅の入居条件について ..... P 17

7 本田 高一 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① スポーツを核とした庁内横断的な連携と市民協働によるまちづくりについて P 19
- ② 部活動地域移行の加速と市の財政的・制度的対応について ..... P 21

8 奥野 寿夫 議員 (答弁者：市長)	
① 放課後児童クラブ（学童保育）の充実について .....	P 23
② 会計年度任用職員の処遇改善について .....	P 26
9 石井 祐太 議員 (答弁者：市長)	
① 市内の製造業・基盤技術の維持について .....	P 29
10 藤原 万起子 議員 (答弁者：市長)	
① 災害発生時における庁内の情報共有体制について .....	P 31
② 市民の防災意識向上に向けた当市としての対策について .....	P 33
11 黒田 茂 議員 (答弁者：市長)	
① 重度障害者への中東遠地域の共創予算について .....	P 35
② リニア新幹線工事の現状について .....	P 38
12 山下 修 議員 (答弁者：市長)	
① 災害時の水の確保と災害井戸登録制度について .....	P 40
13 須藤 有紀 議員 (答弁者：市長)	
① 若者を呼ぶ農業を目指して .....	P 42
② 菊川駅前広場の開発について .....	P 45
14 織部 光男 議員 (答弁者：市長・教育長)	
① 平和を守る為の教育とは .....	P 47

令和7年11月25日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長

赤堀



## 一般質問について

令和7年12月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

**質問者：西下敦基**

**質問事項1：集落支援員制度の活用について**

**【質問要旨】**

総務省通知にある『過疎地域等における集落対策の推進要綱』では、趣旨として「過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっている。このような集落が直面する問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方公共団体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと考えられる。このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。』とあり、必要な支援の一つとして、集落支援員の設置が記載されています。

集落支援員の設置の項目では、「地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要である。このためには、地域で核となる人材との連携が有効であることから、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、地方公共団体が地域の実情に応じて設置できるものとする。また、地方公共団体は、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができます」と説明がされています。

財政措置については、集落支援員一人当たりの上限額として、専任500万円、兼任40万円を設置した地方自治体に対して特別交付

**【答弁者】**

市長  
教育長

税措置がされています。ただし、国勢調査における人口集中地区は措置の対象外となっています。令和6年度の国においての集落支援員の設置人数は専任2,645名、兼任3,022名であり、最も設置している自治体は、専任ではいなべ市が69名、兼任では丹波篠山市が244名となっています。静岡県全体では専任が14名の設置となっており、あまり活用がされていない現状となっています。他市の事例の調査をした結果において、当市でも様々な活用ができる制度であると考えられ、さらなる菊川市の発展、住民の福祉の向上が図られていくことを願い、以下質問します。

質問1 この制度を活用するには、『市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施すること。』、『「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿などについての話し合いを促進すること。』、この2つの業務が必要となっています。近年は各自治会・町内会において、役員のなり手不足や地域住民の交流が少なくなってきていることなど様々な課題があり、課題も地域によって異なるものとなっています。この制度を市に取り入れ、自治会長などの役員に兼任集落支援員になっていただき、それぞれの地域において集落点検を行い、地域の現状把握をして、住民同士の話し合いを進めていくことが必要と考えますが見解を伺います。

質問2 集落支援員制度の菊川市地区センター事務長への活用について、当市の『菊川市地区センター事務長設置規則』の職務として、「施設の管理、地域づくりの振興、生涯学習の推進及びコミュニティ活動の推進を図るため各種関係団体と連携を図るとともに、その指導及び事務に当たる。」と記載されています。鳥取県琴浦町では公民館主事・集落支援員の業務内容として「1. 地域活性化や地域づくりの取組、2. 地域や集落の現状・課題の把握や情報収集及び活動支援、3. 地域の活性化や集落支援に関する協議や話し合いの実施・参加、4. 地域住民と行政等との連絡調整、5. 地域課題の解決に向けた取組の実践、6. 公民館事業の企画・運営や施設の管理補助及び貸館業務に関する事務など」と記載されており、基本的には同様の業務であり、2番目の課題の把握と情報収集と3番目の協議・話し合いの実施を業務として追加することにより、専任の集落支援員として運用することの検討ができないか見解を伺います。

質問3 三重県いなべ市の令和6年度の外部人材活用事業として地域おこし協力隊員10名、地域活性化起業人18名、集落支援員専任69名・兼任59名が採用・委嘱をされておりました。このうち、学校関係では、市内1名の地域コーディネーターと各小中学校に配置されているコミュニティー・スクール推進員などの専任が約20名、放課後の学習指導で約50名が兼任集落支援員として活動しています。当市では各中学校区にディレクター、小学校に地域コーディネーターを一部配置しており、現在配置している人材およびこれから配置をしていく学校などに集落支援制度の活用ができないか伺います。

また、地域と関わる業務や活動についてはこの制度の利活用が出来ると考えられ、部活動の地域展開、外国人児童の学習支援、不登校への対応など教育関係各種の課題解決にも活用の検討を進める必要があると考えますが見解を伺います。

質問4 引用元の集落支援員の設置の項目に「集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とができるものとする」と記載があり、幅広く活用することが出来ることとなっています。他市の活用事例を紹介させて頂きます。

- ①空き家や人口世帯調査他、地域の課題を把握するためのアンケート調査、高齢者の見守り、空き家・空き地情報のデータベース化の実施。月一回の地区懇談会の開催。(青森県中泊町)
  - ②独居高齢者や高齢者世帯を訪問し、近況や生活上の課題の聞き取りの実施。地域新聞の発行。廃校を活用した子どもの遊び場や地域の話し合いの場の創出。(山形県金山町)
  - ③高齢者世帯の訪問・声掛け、住民や自治会からの相談対応、行事等の運営支援、農作物の栽培および販売サポートなどの実施。(福井県福井市)
  - ④小規模集落の見回り、空き家調査、地域の観光資源や歴史・文化を活かしたイベントの開催支援、コミュニティビジネス(配食サービス等)の起業支援の実施。(京都府京丹後市)
  - ⑤地域情報の発信、移住相談、移住者同士及び移住者と地域住民の交流促進、空き家バンクを用いた移住者と物件のマッチング、移住支援団体の事務局業務を担う。(広島県三次市)
- 上記の事例のほかに、地域まちづくりビジョンの策定の参画や、防犯・防災への対応などの業務で活用がされていました。菊川市においても様々な課題への対応が可能であると考えられ、各

部局へこの集落支援制度の周知と活用を促すことの検討はでき  
ないか伺います。

質問者：西下敦基

質問事項2：地域活性化企業人制度の活用について

【質問要旨】

地域活性化起業人制度とは、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に6か月から3年間の一定期間派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組となっています。国による特別交付税の支援として企業派遣型では、1.受入期間前に要する経費として一団体上限100万円（措置率0.5）、2.受入期間中の地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費、一人当たり年間上限額590万円、3.発案・提案した事業に要する経費として一人当たり上限100万円（措置率0.5）となっています。制度のメリットとして、企業側では、「企業の新しい形の社会貢献、多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ、経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見」自治体側としては、「民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウの活用、外部の視点・民間の経営感覚・スピード感を得ながら取組を展開」となっています。令和6年度からは企業からの派遣だけではなく、個人の副業の方式も制度の対象となり副業型として創設され、令和7年度からは都市部の企業を退職したシニア人材の「これまでに蓄積したスキルで社会貢献したい」、「新たなライフステージをおくりたい」といったニーズも踏まえシニア型が制度の対象となっています。このような制度の活用について質問します。

【答弁者】

市長

質問1 総務省ホームページでは、令和6年度の地域活性化起業人は企業派遣型が780名、副業型が91名で過去最高となっており、自治体DX、観光振興、地域経済活性化、地域商品開発など、様々な分野で活躍しています。特に自治体DXへの対応や、ふるさと納税の活用に外部人材の力を借りて対策していく必要性を感じますが見解を伺います。

質問2 この制度の活用を、行政として検討していくべき分野などがあれば見解を伺います。

質問者：坪井仲治

質問事項1：菊川市の賑わい創出

【質問要旨】

国土交通省は、令和3年度に移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ「関係人口」について、実態把握調査を実施した結果、関係人口（訪問系）は、全国を大規模に流動し、関係人口の来訪が多い地域は、三大都市圏からの移住も多く、そのような地域では、外部の人を受け入れる環境が整っていると考えられ、関係人口（訪問系）直接寄与型（地域において、産業の創出、ボランティア活動、まちおこしの企画等に参画する人）は、三大都市圏居住者の6.4%（約301万人）、その他地域居住者の5.5%（約327万人）存在しており、地域においては、地域づくりへの主体的な参画のほか、イベントなど地域交流への参加、趣味・消費活動などを含め、様々な関わり方をしているとのことです。また、農山漁村部に関わる直接寄与型は、関わり先の自然環境に魅力を感じており、移住希望が強いことが判明したそうです。

関係人口を増やすためには、地域の文化や特産、観光地などの魅力を知ってもらうきっかけとしてイベントを実施する方法があります。地方や移住に興味がある人向けにオンラインツアーや説明会などのイベントを行い、地域の特徴や魅力、ビジネスなどの機会を伝えることも方法の一つです。

菊川市ではこの度、それぞれユースワーカーと魅力発信を任とした地域おこし協力隊の委嘱を2名の方にしました。若者の地域参画の支援や地域のインフルエンサーとしての活躍が期待されます。その地域ならではのグルメや產品、背景のストーリーや伝統を生の声で伝えることで、「顔の見える関係性」に繋がり、より密な関わりに発展する可能性が高まると思います。

今後、国は居住区以外の地域に継続的に関わる関係人口を増やすための制度の創設も考えているとのことで、菊川市も積極的な取組が必要だと思いますので、菊川市の賑わいの創出についての施策や考え方について伺います。

質問1　近年、平日は都会で働いて週末だけ地方に移住をし、夏は避暑地で、冬は温暖な場所で生活するなどのさまざまなライフスタイルがあり、子育てをしている世帯でも平日は都会の学校に通わせて、週末や長期休暇中は地方の自然の中でのびのびと子供を遊ばせるようなケースも少なくないそうです。

【答弁者】

市長

「移住はできないけれど地方の暮らしに憧れがある」、「地域のまちづくりに参加してみたい」などの理由から、週末・季節移住に興味を持つ場合もあります。週末・季節移住等をして、菊川市に愛着を持ってもらい、地域と長期的な関係を築くことができれば関係人口の創出につながりますが、このような方々に対応する施策について伺います。また、このような関係を持たれている事例があれば伺います。

質問2 交流人口よりも関係人口の方が移住・定住につながると思いますが、関係人口の創出に関する施策について伺います。

質問3 地域おこし協力隊（ユースワーカー・魅力発信）がそれぞれ10月1日と11月1日に委嘱されました。この2名の地域おこし協力隊には、与えられたミッションがありますが、ミッションの実行を含め、菊川市として期待する成果と協力隊員への支援体制について伺います。

質問4 交流人口を創出するためには、滞在時間が半日程度となる名所旧跡やイベント、ショッピングセンターや食事処が必要ですが、菊川市には残念ながらそのようなプランを立てることができるような場所がありません。現在、各地で道の駅やショッピングセンターが建設され賑わっていますが、菊川市の道の駅を建設する計画について伺います。

質問5 菊川市による道の駅建設の実現は、時間も費用も掛かると思いますが、民間企業による食事もイベント開催も可能な道の駅の誘致の可能性について伺います。この場合の商業用地を検討する場合の農地転用の可能性についても伺います。

質問6 菊川市内には名所旧跡や自然公園等があり、観光ガイドでは季節ごとのウォーキングコースが紹介されています。紹介されているマップにはトイレの記載がありますが、記載のないコースもあります。ウォーキングにおいてトイレは重要なチェックポイントで、トイレが整備されていない所や和式のみの所もあります。公園のトイレの整備も徐々に実施されていますが、新設箇所も含めて今後の整備計画について伺います。

質問7 総務省は仕事や趣味などで居住区以外の地域に継続的に関わる関係人口を増やすために「ふるさと住民登録制度」の創設に向け、来年夏にもモデル事業を実施する方針を固めたそうです。この制度は、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みだそうです。施行前の制度ですが、菊川市として制度の活用方法について伺います。

質問8 きくがわ応援大使は、菊川を大事に思う仲間との縁を結び、菊川に関わる人の「わ」を広げていくプロジェクトで令和4年8月にスタートし、大使自身の得意分野で菊川市の魅力を発信して頂いています。ここまできくがわ応援大使の活動の成果と今後の方向性について伺います。

質問9 産業支援センターでは、テレワーカー向けのコワーキングスペースを併設していますが、コロナ渦では注目されたテレワークも、近年では対面での業務執行に戻りテレワーカーの利用が少なくなっていると思います。コワーキングスペースの利用状況と今後の活用促進に関する施策について伺います。

**質問者：松永晴香**

**質問事項1：誰もが使える公共トイレに**

**【質問要旨】**

市民の皆さんから、「公園のトイレが古くて使いづらい」、「和式しかなくてしゃがめない」、「夜間は暗く不安を感じる」といった声をいただきます。特に高齢の方や足腰に不安のある方にとて、和式トイレの利用は身体的な負担が大きく、外出や地域活動への参加をためらう理由にもなっています。近年では、家庭のトイレがほぼ洋式化されていることから、外出先でだけ和式という現状は、暮らしの変化に合っていないとも言えます。

菊川市内の公共施設や公園を見ても、洋式化が進んでいる場所がある一方で、まだ和式のままのトイレも多く見られます。また、手すりやベビーチェア、多目的トイレといった付帯設備が十分でない場所もあり、誰もが安心して使えるとは言い難い現状です。特に公園では、子どもを連れた親世代や高齢者が多く利用するにもかかわらず、段差や照明、防犯カメラの設置状況など、安心安全の面で課題があります。

公共トイレは誰もが利用でき、まちの清潔さや快適さを象徴する、まちの顔といつても過言ではないと考えます。観光や地域交流の場でも、まず利用されるのはトイレです。高知県安芸市では、洋式化とあわせて明るい照明、案内表示の改善、バリアフリー化を進め、おもてなしの一部として位置づけています。菊川市も、菊川運動公園、黒田家代官屋敷や小菊荘、アエルなど市外から訪れる方が多い拠点を抱えるからこそ、快適で安心できるトイレ整備が必要だと感じます。

公共トイレの改善は、見た目や利便性だけの問題ではありません。外出を支える安心のインフラであり、高齢者や障がいのある方の社会参加、子育て世代の外出機会、観光客へのおもてなし、防災対応、そして地域の衛生環境まで、あらゆる分野とつながっています。

今後、施設の老朽化による改修が進む中で、トイレの洋式化とバリアフリー化を計画的に進めることが求められます。単に便器を変えるだけでなく、安全・快適・清潔・誰でも使えるトイレを市全体で増やしていくことが、市民の暮らしの質を高める第一歩だと考えます。

菊川市が「どの世代にもやさしいまち」として今後も発展していくために、公共トイレの整備を生活に直結するインフラとして位置づけ、計画的かつ着実に進めていくことを強く求め、質問い合わせ

**【答弁者】**

**市長**

いたします。

質問1 市内の公共トイレ（公共施設（庁舎関係を除く）・公園・観光施設）は何か所あり、現在の洋式化率はどの程度か伺います。

質問2 しゃがむ動作が困難な高齢者が増える中、和式トイレでは転倒リスクも高いと考えますが、高齢者目線の整備（手すりの設置や段差解消）は、どの程度実施されているのか伺います。

質問3 子育て世代からは「おむつ替え台やベビーチェアがない、子供便座がない」という声がありますが整備状況や設置方針について伺います。また、父親が子どもを連れて外出する家庭も増えています。男性トイレや多目的トイレの整備状況、設置方針についても伺います。

質問4 夜間利用時の屋外トイレの不安解消のため、照明や防犯カメラの現状、今後の考えを伺います。

質問5 清掃管理は委託なのか直営なのか伺います。また、衛生面の課題（臭い・破損・備品切れ等）をどのように把握し、改善しているのか伺います。

質問6 菊川駅構外ロータリーにある公衆トイレには、トイレットペーパーの設置がありません。駅は市外の方が最初に利用する場所であり、子育て世代や高齢者、多くの通勤通学者も利用するため、公衆衛生・おもてなしの観点からも、設置を標準化すべきと考えますが、市の見解を伺います。

質問者：東和子

質問事項1：高齢者等世帯に対するゴミ出し支援について

【質問要旨】

令和6年3月、本市において、令和6年度から令和8年度を期間とする第9期介護保険計画・第10次高齢者保健福祉計画である『長寿 いきいき 安心プラン』が策定されました。

団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）がすべて75歳以上となる令和7年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することも予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防 住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を整備し「令和7年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。そして、本市の本計画の期間中には、団塊の世代が75歳以上になる令和7年を迎える各種施策を推進するとしています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを維持して行くうえで、ゴミ出しが困難でありながら十分な支援が得られない高齢者が増加しています。平成29年5月に、国立環境研究所から高齢者ゴミ出し支援ガイドブックが発行され、その中では、「高齢者のゴミ出し支援は、高齢世帯からのゴミ収集を確実にするだけでなく、高齢者の生活の質の向上や見守り、孤独死の防止にも繋がる取組とされています。また、高齢になると筋力の低下や腰痛疾患、骨粗しょう症による骨折などにより、若い頃と同じように歩くことが困難になり、また、腕や体幹の筋肉の衰えや関節リウマチを患うと、ゴミ袋を持つことも困難になり、さらには、認知症やその前段階の軽度認知障害になると、曜日や分別ルールを覚えることも難しくなり、加えて、集積所まで遠かたり、エレベーターのない集合住宅に住んでいたりする場合には、ゴミ出しの負担はさらに大きくなります。」と記載されています。

これらのことから、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、ゴミ出し支援体制が必要と考えるところであります。

本市の『長寿 いきいき 安心プラン』において、生活支援サ

【答弁者】

市長

ービスの基盤整備の推進として『生活支援体制整備事業』が掲げられ、この事業の実施にあたっては、実施要綱が規定されています。この要綱では、その内容として、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス」という。）を提供する体制を整備および充実ならび高齢者の社会参加を一体的に図るため、（1）生活支援コーディネーターの配置、（2）協議体の設置および運営を行うとし、多様な主体による多様な取組を地域に合った形で構築するために生活支援コーディネーターを配置するとしています。

『平成26年度 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）にかかる中央研修テキスト』では、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体に期待される機能と役割」に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の活動理念」が掲げられており、「その一つ一つは、どのレベルで活動するコーディネーターや協議体においても共有されることが大切で、同時に、生活支援・介護予防サービスの利用者、提供主体、行政職員等、サービスを活用・提供・推進する立場の人々にも共通に理解されるように、コーディネーターや協議体から働きかける必要があります。」と記載されています。

そして、『利用者への支援サービスの質に関する理念』の中で、「高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、その人の状態に最適な生活支援サービスの活用を支援する。」と記載されており、高齢者世帯等に対するゴミ出し支援は、高齢者等の生きがいや尊厳を大切にしていくための一つと考えるところであります。

令和元年度特別交付税3月分の算定より、新規項目として「高齢者等世帯に対するごみ出し支援」が創設され、所定の経費について特別交付税措置（措置率0.5）が講じられています。ごみ出しが困難な高齢者や障がい者を対象として、玄関先までごみを収集する個別収集サービスなどが一般的な事業で、いくつかの自治体で取り組んでいる事例があり、その事業に対する特別交付税が算定されています。

以上のこと踏まえ、質問をいたします。

質問1 菊川市における最新の75歳以上の高齢者数、及び高齢者ののみの世帯数と高齢者の単身者世帯数を伺います。

質問2 菊川市における今後の75歳以上の高齢者的人口推計を伺

います。

質問3 要介護認定者が利用する介護サービスとして、家事援助をどれくらい（件数、時間数）利用されているか伺います。

質問4 家事援助ではどのようなことが行われているのかその内容を伺います。また、家事援助利用者でゴミ出しを利用している件数と他の家事援助を併用している場合の利用者件数及びその援助内容を伺います。併せて、訪問介護事業者の減少による家事援助等のサービスの提供状況を伺います。

質問5 生活支援コーディネーターの人数及びその配置状況を伺います。

質問6 菊川市において、生活支援コーディネーターの業務内容と協議体の業務内容の役割の違いを伺います。

質問7 特別交付税が算定される「高齢者等世帯に対するゴミ出し支援」事業を、本市の『長寿 いきいき 安心プラン』における生活支援サービスの基盤整備の推進である『生活支援体制整備事業』の一つとして取り組んでいただきたいと考えますが、その見解を伺います。

質問者：小林博文

質問事項1：各種ハラスメントをなくすために

【質問要旨】

良い職場環境を維持するために、人間関係は重要な要素です。市役所においては上司と部下、職員と議員、性別や年齢、市民に接する窓口など、対等とはいって、それぞれの立場の違いによる微妙な人間関係を感じることは確かです。上司が部下の誤った行動を注意するとき、予算審査等で担当課と議員間で考え方の違いから議論が白熱したとき、あるいは市役所窓口の混雑等のやむを得ない事情での対応について市民の皆様が不満を漏らすとき等々シチュエーションは様々ですが、不穏な発言が発せられがちです。どの場面でも発言することに問題は無いのですが、言葉を選ばなくてはなりません。大声で怒鳴ったり、机を叩いたりという行為も決してやるされるものではありません。一方で、当事者はそんなつもりで行ったのではない言動も、相手が不快に感じる場合、ハラスメントだと主張されてしまうトラブルの原因にもなりかねません。どのようなことがハラスメントに該当するのかの定義づけも必要ではないでしょうか。ハラスメントといつても、以前から言われてきた「パワーハラスメント」や「セクシャルハラスメント」、最近では「マタニティハラスメント」や「カスタマーハラスメント」他さまざままで、いくつかの自治体でハラスメント防止の条例制定が行われています。最近では、東京都議会がカスタマーハラスメントを禁じる条例も制定されています。ハラスメントの防止対策については倫理規程などの対応にされていることが多いのですが、働きやすい若しくは働きたいと思える職場環境の整備として、定義づけ、対応措置、未然防止等の観点から条例制定の可能性も視野に入れていく必要があると感じます。

以上のこと踏まえ、質問いたします。なお、各種ハラスメントに対する現状について、市役所やその出先機関（消防署、市立病院等）などの関係先及び公立小中学校等の教育現場、それぞれについて質問いたします。

質問1 各種ハラスメントの防止や対応措置に関する規程、規則等は設けているか。あれば、どの種のハラスメントについて該当しているのか伺います。また、通報先は設けているのか、その中に第三者機関はあるのか伺います。

【答弁者】

市長  
教育長

質問2 各種ハラスメント疑いの事案が発生し、通報があった際、加害者及び被害者のプライバシー保護、秘密保持はどのように管理されるのか伺います。またその際、加害者及び被害者が不利益を被ることがないような配慮はされているのか伺います。

質問3 各種ハラスメント疑い事案の加害者が、組織外の人物、例えば市役所関係では、議員・他市職員・市民等、教育現場関係では、議員・市民・保護者等の場合、どのような対応措置をとるのか伺います。

質問4 各種ハラスメント疑いに対する被害者、場合によっては加害者とされる職員への精神的ケアはどのように行うのか伺います。

質問5 このような事案が発生しないよう、各種ハラスメント防止に対する教育、研修等はどのような内容で、どの程度の頻度で行われているのか伺います。

質問6 各種ハラスメントに対する定義、対応措置、未然防止等の観点から条例を制定する考えはないか伺います。

質問者：白松光好

質問事項1：基金運用の現状について

【質問要旨】

金利上昇時において一番に騒がれることがあります。低金利が続いている時には耳にしなかった「含み損」と言う言葉です。簡単に説明すると、低金利の時には誰しも少しでも高金利の運用先を探して運用益を稼ごうとします。これは当然のことと理解しておりますが、債権運用では気を付けなければならない事があり、そのことを理解せずに手を出してしまふと大変な事態が発生してしまいます。この低金利時に債権運用で長期や超長期国債等債券運用をしたとします。しかし予定されていた時期より早く基金を取り崩さなければならなくなつたとした時にその債権は今のように金利が上昇している時は売買価格が下がってしまいます。そのことを理解せず行政の基金を運用した時、特に財政調整基金を債権運用し何かの理由により取り崩さなければならなくなつた時に損が発生してしまいます。このように金利上昇局面では意外と神経を使い、気を付けなければならないことがあります。また本市の場合財政調整基金の運用で債券運用はされていないのかもしれません、他の基金での預け先が決まった金融機関だけになつていなかでどうか。もし決まった金融機関だけに預けているならば他の金融機関に預けた時の金利情報も無くただ言われるがままに基金を運用していることになります。現に運用している基金の利率が一番有利な金利であると言えないならば、今後の基金運用には工夫していく必要を感じます。そこで質問です。

【答弁者】

市長

質問1 本市の財政調整基金の運用状況を伺います。

質問2 財政調整基金以外の基金の運用状況を伺います。

質問3 現在の基金運用で含み損が出ているものがあるのかをお伺いします。

質問4 基金運用専門担当を設ける必要を感じますが、今後そのような担当者を配置する考えがあるのか、また考えがあればどのような人材を担当とするのかを伺います。

質問者：白松光好

質問事項2：市営住宅の入居条件について

【質問要旨】

菊川市内の市営住宅は市内で三か所、上本所団地、長池団地、赤土団地となっております。市営住宅の目的の一つに住宅困難者への住居の確保が挙げられると思いますが、これは日本国憲法の「最低限の生活を送る権利」で憲法で保障されていることあります。当然ながら贅沢な暮らしまで保証するものではなく、最低限の生活が送れることが条件となっていると考えるのが自然でしょう。今年戦後80年を迎える日本国憲法も昭和23年施行となりますが、この最低限の解釈からくる市営住宅の在り方や状況については各市でまちまちであります。箱ものでありますので当然新しい時は非常にきれいで人気が高いことは分かります。私も加茂に住んでいますので現在の長池団地が出来る前は自宅近くに旧町営（当時は菊川町）住宅があり幼少の頃から当たり前に存在しておりましたので市営住宅の変遷は充分に理解しているつもりです。今回改めて菊川市の市営住宅入居条件を調べてみましたところ保証人に関して目を疑うような事実を発見しました。市営住宅の保証人に関しては総務省からも改善を求める所見も出されておりましますように、保証人を確保できないために市営住宅のような公営住宅に入居できない方が増えていることが問題提起されております。本来の市営住宅の意味を考えた場合、入居希望者の中には保証人を二人用意できない方が多いと予想します。早急に菊川市営住宅条例を変更し、条件を緩和する必要を感じます。そこで質問させていただきます。

【答弁者】

市長

質問1 それぞれの市営住宅の入居率を伺います。

質問2 公共施設の長寿命化を考えた時現在の市営住宅が長寿命化の対象となっていますが、現在の長寿命化進捗率を伺います。

質問3 菊川市のホームページで市営住宅の入居条件を確認すると入居にあたり二名の保証人を差し入れするとあります。現在では民間アパートへの入居時に保証人を徴求せず家賃保証会社に保証を委託するケースも増えています。今後市営住宅入居時の保証人徴求を保証会社に変更する予定があるか、また保証人を一人にする予定があるのかを伺います。

質問4 今後人口が減少し空き家が益々増加していくと思します。この空き家を市営住宅として活用する予定があるか、あればどのように活用するか伺います。

質問者：本田高一

質問事項1：スポーツを核とした庁内横断的な連携と市民協働によるまちづくりについて

【質問要旨】

国は「スポーツ立国戦略」において、スポーツの力を活かし、健康寿命の延伸、地域経済の活性化、コミュニティの再生など、社会課題の解決を目指しています。その具体的な取り組みとして、総合型地域スポーツクラブや地域スポーツコミュニケーションの促進事業に取り組んでいます。静岡県でも、スポーツ・文化・観光を一体的に推進する体制へと組織改革を進めており、近隣の浜松市、磐田市、袋井市、掛川市では、スポーツを教育委員会から切り離し、市長部局直轄として位置付ける動きが広がっています。御前崎市では、民間活力を取り入れたスポーツコミュニケーションを立ち上げ、スポーツを地域振興や観光振興、合宿誘致と結びつける「スポーツによるまちづくり」を積極的に展開しています。特に御前崎市は、浜岡カントリークラブを中心とした官民連携のスポーツコミュニケーションや、海洋資源を活かした総合型地域スポーツクラブなど、市長部局主導での取組を進めており、「スポーツ＝教育」ではなく「スポーツ＝地域戦略」という明確な位置付けがなされています。これにより、近隣市では、スポーツを「教育」ではなく「まちづくり」「健康政策」「経済振興」として総合的に扱う仕組みが整いつつあります。

一方、菊川市では、依然としてスポーツ振興が教育委員会の社会教育課スポーツ振興係の中に置かれ、競技スポーツや生涯スポーツの推進が教育分野に限定される傾向があります。この点において、掛川市や御前崎市など近隣市と比較すると、体制面で遅れをとっていると言わざるを得ません。

また、市民の側では、総合型地域スポーツクラブをはじめとする様々な団体が、地域スポーツや健康づくりを支えています。総合型地域スポーツクラブは「多世代・多種目・多志向」という理念をもとに活動しており、行政が目指す横断的・共創的な取り組みのモデルとも言えます。こうした地域団体とのパートナーシップ（SDGs目標17）を活かしながら、庁内横断の組織連携を進めることで、限られた予算でもより効果的な成果を生み出すことが可能です。

さらに、このような横断的取組で生まれた「予算の余力」は、これまで議会でも議論されてきた既存スポーツ施設のポテンシャルを高める取組にも活用できると考えます。市長は本年6月定例

【答弁者】

市長

会で、「新たな運動公園の新設予定はないが、今ある施設のポテンシャルを高めていきたい」と答弁されました。まさにその方向性を実行に移すためにも、庁内横断的な予算活用と、市民との協働による施策展開が求められます。

そこで、以下の3点について伺います。

質問1 スポーツ行政の位置付けと体制改革について、近隣市では、スポーツを教育委員会から市長部局に移管し、「スポーツ政策課」「スポーツ文化観光課」などとして総合的に推進しています。一方、菊川市では依然として教育委員会の中にあり、施策の連携や展開が限られています。この現状をどのように評価されているのか、また今後、本庁直轄の組織として位置付けるお考えがあるのか、市長の所信を伺います。

質問2 庁内横断と市民協働による成果創出について、スポーツ・健康・福祉・観光などを横断的に連携させ、総合型地域スポーツクラブなどの市民団体と協働することで、少ない予算でもより大きな成果を上げることができます。このような「庁内横断の協働体制」を構築し、市民とパートナーシップで取り組むことについて、あわせて、こうした取組が医療費の削減や健康寿命の延伸といった成果につながると考えますが、市長の見解を伺います。

質問3 既存施設のポテンシャルを高める財源活用について、市長は6月定例会で「新たな運動公園等の新設予定はない」と述べられました。一方で、老朽化や利用制限が進む施設の整備は急務です。庁内連携によって生まれる財源の余力を、既存施設の改修や機能向上に充てる考え方について、また、総合型地域スポーツクラブなど市民団体が施設運営や利用促進に関わる仕組みづくりについても市長の方針を伺います。

質問者：本田高一

質問事項2：部活動地域移行の加速と市の財政的・制度的対応について

【質問要旨】

令和6年・7年度の文部科学省・スポーツ庁による「部活動の地域展開（地域移行）」に関する補助金制度について、11月9日の新聞記事では、令和5年度当初予算28億円、令和6年度47億円、令和7年度66億円が確保され、全国で実証実験が急速に拡大していることが報じられました。また、スポーツ庁の資料によれば、実証事業に参加する自治体は、令和5年度のスポーツ339市町村・文化95市町村から、令和6年度はスポーツ510市町村・文化161市町村、令和7年度にはスポーツ670市町村・文化251市町村と年々増加しています。

今後、部活動改革の実現には、少なくとも約50万人の指導者の確保が必要で、謝金等に年間数百億円規模の財源が見込まれているとされています。国は、改革加速のため補助金の増額をさらに検討しているものと考えられます。

一方で、これまで学校部活動は教員の善意と熱意に大きく依存してきました。しかし、少子高齢化、教員の働き方改革、社会構造の変化などにより、従来の形はすでに限界を迎えていました。子どもたちの安全確保、質の高いスポーツ・文化活動の確保に向けては、資格をもつ指導者が責任をもって指導し、コンプライアンスとガバナンスを備えた持続可能な仕組みづくりが不可欠です。

ただし、国の補助金は永続的ではなく、導入期の財源は手厚くとも、補助金終了後の自治体負担がどうなるかは不透明です。先日、市議会政策討論会で訪問した掛川市学校教育課では、「補助金が切れた後は市が補填せざるを得ない」との話もありました。補助金を受けること自体は新たな取組の契機として重要である一方、その後の持続可能性を見据えた設計がなければ、自治体への財政負担や地域クラブへの丸投げにつながるおそれがあります。

また、本市の総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」も、当時の文部科学省の方針に基づき創設され、スポーツ振興くじ助成金を活用して立ち上げが進みましたが、補助終了後の保障はなく、現在は自主財源を中心に運営し、市スポーツ協会へ年間30万円の事務委託料を支払うなど、厳しい実態があります。今回の部活動地域展開においても、同じ構造が繰り返されては持続可能な地域スポーツ・文化環境は成立しません。未来の子どもたちにとって大変重要な事業であるからこそ、補助金導入期だけではなく、終了後まで含めた総合的な視点で、菊川市としての方針や体制づ

【答弁者】

教育長

くりが必要であると考えています。以上の認識を踏まえ、以下4点について質問します。

質問1 国が進める「部活動の地域展開」に対し、文部科学省が補助金を増額し推進している現状を踏まえて、菊川市としてこの制度をどのように受け止め、今後どのような方向性で活用を検討しているか、現時点での見解を伺います。

質問2 補助金は導入期に限られる可能性があります。掛川市では「補助金終了後は市が補填せざるを得ない」との見方もあるようですが、そこで伺います。補助金が終了した場合、菊川市は財源確保をどのように考えているか。また、補助金依存に陥らない持続可能な仕組みづくりについて市の方針を伺います。

質問3 地域のスポーツ・文化団体に事業が移行する場合、資格や専門性を備えた指導者の確保、コンプライアンス、ガバナンスなどの体制整備は不可欠です。こうした安全管理・指導体制・ガバナンスについて、菊川市としてどのような責任の所在と支援のあり方を考えているか、お聞かせください。

質問4 総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」では、立ち上げ時の補助金終了後、現在は自主財源中心での厳しい運営となっています。こうした過去の事例を踏まえ、今回の部活動の地域展開において、地域スポーツ・文化団体への“丸投げ”とならないための市としての支援や関与の在り方について、どのように検討しているか、伺います。

**質問者：奥野寿夫**

**質問事項1：放課後児童クラブ（学童保育）の充実について**

**【質問要旨】**

子どもたちが放課後や休みの日に、生活の場として安全に安心して過ごせる放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブの充実は、働く父母の切実な願いです。放課後児童クラブは社会的に必要不可欠な施設であり、重要な社会的役割を果たしています。

子どもの数は減少傾向にありますが、働く父母は増えています、市の調べでも小学生の母親の8割が就労しています。

菊川市の放課後児童クラブの利用者は、今年4月1日現在557人となり、市立小学校に通う1年生から3年生では約4割が利用しているものと思われます。

その一方、利用料について、市の使用料見直し結果では、本年度に事業費を検証して、来年度に料金の改定、2027年度から新料金で運用開始予定となっています。「菊川市こども計画」でも「子育てに掛かる経済的な負担や心身の負担の軽減を図ります」としており、物価高騰で実質賃金が下がる中で、利用料の値上げはすべきでなく、むしろ負担の軽減拡大が必要とされています。

安心して預けることができ、子どもたちも「行きたい」と思える放課後児童クラブにするために、以下について質問します。

**質問1 入所児童数について伺います。現在の入所児童数、待機児童数の状況、市立小学校1～3年生及び4～6年生の児童数に対する入所児童数の比率をそれぞれ伺います。**

**質問2 来年度の募集受付がいったん終わりましたが、今後の入所児童数の見込みを伺います。**

**質問3 今後も現在の施設で受け入れ可能か、本年度のように待機児童は発生しないのか伺います。**

**質問4 受入条件は他市と同じなのか伺います。預けたくても預けられないという潜在需要はないのか伺います。**

**質問5 利用者アンケートでどのような要望があったか伺います。特に、開所日・開所時間などについて利用者や市民から要望はないか伺います。**

**【答弁者】**

**市長**

質問6 中途退所や中途入所の状況と要因を伺います。

質問7 施設について伺います。市内の施設は規模が様々ですが、国の基準を満たしているか伺います。

質問8 入所者の増加に伴い、施設が手狭になっているのではないか伺います。

質問9 堀之内小学校、加茂小学校などのクラブでは放課後児童クラブ用の施設が建てられています。規模の大きい小笠北小学校などのクラブで放課後児童クラブのための施設を新設する考えはないのか伺います。

質問10 比較的小規模のクラブでも、静かに読書や勉強している子どもと声を出して遊びたい子どもを分けられるスペースが必要ではないのか伺います。

質問11 保育園の施設を利用している内田小学校のクラブでは施設の老朽化がみられますが、改修の見込みがあるのか伺います。

質問12 職員について伺います。職員の配置は国の基準を満たしているか伺います。

質問13 当初予算では、補助員など職員の確保に苦労しているということでしたが、現在の状況と今後の見込みを伺います。職員の正職員化と待遇改善が必要ではないのか伺います。

質問14 職員の研修の機会が保障されているか伺います。

質問15 昨年度から義務付けられた安全計画の策定状況と防犯対策について伺います。

質問16 利用料について伺います。本年度に事業費を検証することになっていますが、現在の検証状況を伺います。利用料の引き上げではなく、2人目以降や就学援助利用家庭などへの利用料減免拡大が必要だと思いますが見解を伺います。

質問17 放課後児童クラブの充実とともに、放課後こども教室、児童館や図書館、校庭、公園、スポーツ少年団など、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや支援が必要と考えますが、現在の取組状況を伺います。

質問者：奥野寿夫

質問事項2：会計年度任用職員の処遇改善について

【質問要旨】

人件費や人員増が抑制される中で、安価な労働力として地方自治体でも非正規職員が多数雇用されてきました。

しかし、自治体に働く非正規職員の多くが、正規職員と同様の仕事をこなしているにもかかわらず、非常勤職員とか臨時職員などと位置付けられ、任用の根拠も不明確で条例の規定すらありませんでした。処遇についても、正規職員と比べて極めて低い賃金で一時金も手当も休暇もなく、自治体によっては一定の年数で雇止めになるという状況でした。そのため行政で働いているのに貧困状態にある「官製ワーキング・プア」とも呼ばれました。

賃金も雇用（任用）の運用も自治体ごとにばらばらで、抜本的な改善が求められるなか、2020年4月から会計年度任用職員制度が施行され、5年が経過しました。

会計年度任用職員制度の施行に合わせ、総務省は事務処理マニュアルを作成し、制度の適正化、賃金・諸手当・休暇制度などの改善もある程度図られましたが、まだ正規職員との格差は解消されたとは言えません。

現在、菊川市にも多くの会計年度任用職員が働いていて、菊川市政を支えています。しかし、本来常時必要とする職であれば正規職員とすべきであり、安上がりで待遇も不安定な会計年度任用職員を充てるべきではありません。それでも会計年度任用職員を充てるなら、同一労働同一賃金の立場から、できる限り正規職員と同等の待遇、労働条件とすべきです。

菊川市の会計年度任用職員は、一部に正規職員に比べて低い独自の給料月額を使用しています。その結果、今年11月には一部の会計年度任用職員の給与が最低賃金を下回るという事態になるため年度途中で昇給を行うことになりました。会計年度任用職員は最低賃金すれすれの低賃金で働かされていることになります。最低賃金を下回った給料表は本議会でも修正されません。

総務省の事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理されたことから、地方公務員法第24条が適用となると記載されています。同条第2項では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」、第4項で「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間

【答弁者】

市長

に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない」としています。

菊川市は人事委員会を持たないことから、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告による給与改定に準じて給与の改定を行っているものと思います。

しかし、国の非常勤職員も県の会計年度任用職員も一般行政職給料表の給料月額を使用しています。総務省の事務処理マニュアルでも、例えばフルタイムの会計年度任用職員の「給与水準については、フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の職務の級の初号給の給料月額を基本としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して決めるべきもの」としています。菊川市では独自給料表としているため、事務補助職の場合、行政職給料表の初号給では正規職員とフルタイムの会計年度任用職員とでは月額13,300円の差があり、これは期末勤勉手当、退職手当などにも影響します。事務補助の会計年度任用職員の初任給は正規職員の中卒より低く、何年勤めても大卒初任給に到達しません。

また、2023年5月、総務省は、会計年度任用職員の給与改定の実施時期について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう通知しました。つまり、正規職員と同様に4月に遡及して給与改定し、差額を支給することを求めています。県下の自治体労働組合で作る静岡自治労連の調査では、ことし8月現在、4月遡及を実施している自治体は県を含め36自治体中21自治体にのぼっています。近隣では、当市と御前崎市、牧之原市の3市を残すのみとなりました。

せめて総務省の事務処理マニュアルに沿った対応が必要ではないでしょうか。

以上のことから、以下について質問します。

質問1 菊川市の正規職員（任期の定めのない常勤職員）と、常時7時間以上勤務する会計年度任用職員の人数を伺います。

質問2 特に常時勤務する会計年度任用職員の多い職場、職種がどこか、その理由について伺います。

質問3 これらの会計年度任用職員について、正規職員としての雇用が考えられないか伺います。

質問4 基本給は正規職員の給料表に準じるべきではないか伺います。

質問5 初任給で学歴や経験年数を考慮しているか伺います。上限号給の設定根拠を伺います。

質問6 総務省の事務処理マニュアルに沿って、保育士や看護師などの専門職について行政職・医療職給料表の1級だけでなく2級相当の給与水準も検討すべきではないか伺います。

質問7 正規職員と同様に4号給の昇給をしているか伺います。

質問8 給与改定は正規職員と同様に4月まで遡及すべきではないか伺います。

質問9 手当について、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当、退職手当、特殊勤務手当、地域手当などが総務省の事務処理マニュアルのように支給されているか伺います。

質問10 休暇について、有給の病気休暇を含め総務省の事務処理マニュアルのような制度になっているか伺います。病気休暇(私傷病)を10日間有給化しているか伺います。

質問11 産休・育児休業を含め休暇が取得できる環境にあるか、不利益な取り扱いとなっていないか伺います。

**質問者：石井祐太**

**質問事項1：市内の製造業・基盤技術の維持について**

**【質問要旨】**

近年、AIの進化が大きな転換点を迎えています。OpenAIによってChatGPTが一般公開されたのが2022年11月、日本国内でも2024年時点でおよそ600万人が利用しており、AIや自動化技術の進展は、私たちの生活や産業に大きな影響を与え始めています。その一方で、これまで日本の産業を支えてきた切削、金型、鋳造、鍛造などの基盤技術からの若者離れ、さらには大学における工学・ものづくり分野の縮小が続いていること、技術者・技能者的人材確保や技術継承が全国的な課題となっています。

菊川市が公開しているデータルームを見ても、市内事業者の中では工業関係の割合が多く、本市の財政と地域経済を支える重要な基幹産業となっています。

人口減少・高齢化が進む中で、地域の基盤技術をどう守り、どう育てていくかは、菊川市の持続可能性に直結する問題です。

こうした状況を踏まえ、以下質問します。

**質問1** 菊川市として、地域の基盤技術の維持や技術継承の課題について、どのように認識しているかAI導入やスタートアップ支援が進む一方で基盤技術の担い手不足が進む現状をどのように捉えているか、特に、人口減少・高齢化が進む中で、若年層の就業希望や就労意識が変化しており、技術継承の“断絶リスク”があると考えます。市としてどのように捉えているか、また優先度をどう位置付けているか伺います。

**質問2** 菊川市では、市内の工業関係事業者との関係構築や意見交換を行っているか、またその中でどのような技術課題・人材課題・設備課題が挙がっているか。例えば、地元製造業の視点から見て「技能者が定年退職後に補填できない」「大学の研究室が少ないと技術相談の相手がない」といった実情を把握し、支援メニューに反映されているかどうかを伺います。

**質問3** 既存事業者（ものづくり企業）を支援するうえで、地元支援機関である菊川市商工会との連携が不可欠と思われます。現在、商工会と産業支援センターの間で、技術支援・伴走支援・相談窓口の役割分担はどのようにになっているか。特に、商工会が従来担ってきた経営相談・金融支援・販路開拓と、産業支援

**【答弁者】**

**市長**

センターが担うべき技術・伴走支援部分の境界が明確になっているかを伺います。

質問4 経済産業省の進路選択に関する振返り調査では、文系・理系の選択は高校1年生の時点で約80%が意識し始めるとされています。市として早い段階からものづくりへの興味を育てる取組が重要だと考えますが、今後、産業支援センターを活用して、工業系のイベントや体験会、工場見学等を開催し、若い世代に工業の魅力を発信する場として活用できなか伺います。

質問者：藤原万起子

質問事項1：災害発生時における庁内の情報共有体制について

【質問要旨】

近年、地震、豪雨、台風などの自然災害が全国各地で頻発しており、災害リスクが高まっています。当市においても台風15号により神尾地区や下半済地区の「竜巻の可能性が高い被害」や西横地付近の「ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い」とされる突風の発生や最大1時間降水量127mmの雨量もあり、大きな被害も発生しています。災害対応において、庁内の迅速かつ正確な情報共有は、市民の生命・財産を守るために極めて重要です。しかし、実際の災害時には、庁内各部署による情報の偏りや伝達の遅れ、ツールの混在などが課題となります。災害時の情報共有は、「速度」「正確性」「一元化」が鍵となります。市民の安全を守るため、庁内の体制強化を強く求めます。

そこで、庁内の情報共有体制について伺います。

【答弁者】

市長

質問1 災害対策本部の情報収集・共有の現状について、当市では、「菊川市災害対策本部条例」に基づいて、災害対策本部が設置されますが、設置時、庁内ではどのようなフローで情報を集約し、各部署へ共有しているのか、また、現在の体制で課題があると認識している点は何か伺います。

質問2 情報の一元化ツールの整備状況について、災害時にはメール、電話、紙など複数の手段が混在し、情報の重複や漏れが発生しやすいですが、当市の情報収集の現状を伺います。

質問3 現場からの情報収集の方法について、避難所・消防・警察・自治会(自主防災組織)などからの情報をどのように収集して庁内で共有しているのか、現場から庁内への情報が遅れる課題はないか伺います。

質問4 リアルタイム情報を庁内で共有する仕組みとして、災害情報システムなどを活用し、時間で変化していくリアルな情報の共有方法などがありますが、当市の現状はどうしているのか伺います。

質問5 災害時の庁内連絡手段の確保として、停電・通信障害時にも使用できる無線機や衛星電話などの備えはどの程度あるの

か、実災害時もしくは訓練での使用時に不具合などないか伺います。

質問6 職員の参集・応援職員の配置情報の共有について、災害発生直後、参集職員の状況や、避難所に派遣されている職員、地区派遣員や避難所派遣員の配置や派遣先での点検マニュアルなど、庁内で共有する仕組みはどのように整備されているのか伺います。

質問7 職員の研修・訓練の強化について、運用ルールが整備されても、最終的には職員の理解と習熟が不可欠です。訓練内容の充実や定期的な研修の実施予定について伺います。また、各部門での防災対応マニュアルは存在すると思われますが、異動の際、そのマニュアルの引継ぎはされているか伺います。

**質問者：藤原万起子**

**質問事項2：市民の防災意識向上に向けた当市としての対策について**

**【質問要旨】**

2月の一般質問で、防災・減災・自然災害への備えは万全か伺いました。当市では、「菊川市防災資機材備蓄計画」に沿って順に備えていると答弁がありました。先日、加茂地区に新設された防災倉庫にラップ式のトイレと蓄電池が設置されたところを拝見し、着実に備えられていると確認しました。しかし、災害時に被害を最小限に抑えるためには、行政の備えだけでなく、市民一人ひとりの防災意識と日常的な準備はもちろん、市民と行政が協働し、防災・減災の意識を高めていくことが、安全・安心を守るために不可欠です。そこで当市における市民の防災意識向上に向けた取り組みについて伺います。

**【答弁者】**

**市長**

質問1 災害時に正確な情報が迅速に伝わる体制は、市民の安全確保に直結します。当市では、茶こちゃんメール、SNS、同報無線、テレビ朝日dボタンでの情報など複数の手段を活用していますが、情報が多様化する中で、市民が混乱せずに必要な情報へアクセスできる仕組みの改善をどのように検討しているのか伺います。

質問2 市民の防災意識は、日常的な学びや体験から高まります。自主防災組織や自治会との連携のもと、地域単位での防災訓練の参加率向上に向け、どのような工夫をしていくのか伺います。また、学校・幼保園・企業との連携による「地域ぐるみの防災教育」を強化する計画はあるか伺います。

質問3 市役所職員による「防災ガールズ」が結成されて2年が経ちました。先の質問にあるように、災害時における地域防災組織へは、女性の参画も不可欠です。女性の参画により、女性目線の取組や配慮につながります。今年度の防災ガールズの活動内容と女性向け防災講座「女性と地域防災役員がつながるお話」についての成果を伺います。

質問4 個人の備蓄促進と家庭内防災の支援について、災害時の初期対応の成否は家庭内の備えに左右されます。市民への家庭内

備蓄の促進は、出前行政講座や危機管理ニュース、防災講演会など対応はされていますが、今後どのような広報・支援策を講じるのか伺います。

質問5 企業や商店との連携により、防災用品の購入支援など今後の計画があるか伺います。

**質問者：黒田茂**

**質問事項1：重度障害者への中東遠地域の共創予算について**

**【質問要旨】**

一昔前は「共生社会」が時代のキーワードでしたが、現在は「共に助け合い、共に創り合う」共創の時代であると理解しています。令和5年以降、「共創」という言葉が社会をリードしており、点と点が繋がりながら新たな価値を生む社会の姿を示しています。市内における行政と民間の共創はもちろん、近隣市町との連携事業における共創も、人口減少時代において極めて重要な課題です。各事務組合はその代表例と言えます。直近では、水道事業などで近隣市町による連携が進んでいきます。

私は6月議会一般質問の再質問の結びに、「人間をテーマとした政治活動を行っていく」と申し上げました。去る10月2日には、市内上平川地区にある草笛共同作業所50周年記念式典に出席しました。

私が考える「共に創り合う相手」とは、健常者か否かで区別されるものではありません。誰一人健康面で取り残さない社会の実現、その第一歩は“口から始まる健康”であります。

これまでの障害者歯科医療に係るこれまでの経緯ですが、平成24年度以前においては小笠掛川歯科医師会と磐周歯科医師会が「東遠地域障害者歯科運営協議会」を発足し、中東遠総合医療センターの口腔外科外来において、月2回（年間24回）完全予約制の障がい者歯科診療の研修（治療）を開始されました。平成27から29年度は、県歯科医師会を事業主体とし、県補助金「特殊歯科診療連携推進事業補助金」（H27年度からH29年度）を活用して障害者歯科診療を研修事業として実施していました。平成29年度に適正な医療を地域住民に提供することを目的に、「中東遠障害者歯科医療研究会（以下、研究会）」を立ち上げました。研究会は平成29年度をもって県補助金が終了することから、歯科医師会が3市（掛川市、御前崎市、菊川市）に対し要望書を提出しました。また、中東遠地域総合医療センターは袋井市も関係していることや、磐田市、袋井市、森町の障害者も研修診療を受けていたことから、中東遠地域5市1町（掛川市、御前崎市、磐田市、袋井市、森町、菊川市）が係わることとして協議が行われ、平成30年度に限り、研究会へ負担金として、県補助金と同額程度（約200万円）を5市1町で分割することとなりました。平成30年度は、研究会は5市1町に対し、市町負担金の増額の検討や県に対する使い勝手の良い県補助金の創設を共に依頼してほしい旨を要望、平成31年度に

**【答弁者】**

**市長**

県は新たに「特殊歯科診療機能強化研修事業費補助金」を設けましたが、研究会は「使い勝手が悪く、現場の意見が反映されていない（補助金の目的が研修となっている）」などの理由から補助金を活用せず、5市1町の負担金により事業を実施しました。

その後は行政負担によって診療が継続され、令和6年度の負担総額は2,371,000円、そのうち菊川市負担金は263,900円となっています。患者総数は35名（延べ154名）で、菊川市民の重度障害者外来受診は2名（延べ7名）でした。

この中東遠地域の障害者歯科診療は、開業歯科医の休日診療によって支えられており、参加医師の負担が大きいにもかかわらず、行政からの補助金の大部分は「障害者歯科診療医の育成」に充てられ、指導医の報酬・交通費、認定医や歯科衛生士の交通費等に使われ、協力医には報酬がありません。まさに“歯科医師の使命感と治療本能”によって支えられている状況です。

この現状は、新聞にも令和3年5月、令和7年9月に存続の岐路として特集記事が取り上げられています。また、2010年の障害者自立支援法改正、2016年の障害者差別解消法施行・障害者総合支援法改正など、障害者を取り巻く法制度は整備され、行政機関には合理的配慮の提供が義務付けられています。その観点からも、中東遠医療センターでの障害者歯科治療の継続は行政の重要な責務と考えます。

県内政令市には障害者歯科保健センター等がありますが、原則として当該市民を対象としています。

本事案はまさに、医療と福祉の狭間に取り残された事業と言わざるを得ません。

上記の事由のもと障害者の歯の治療について取り上げ質問いたします。

質問1 障害者の歯科治療は、健常者と比較して治療にあたり、どのような配慮が必要であると認識しているか伺います。

質問2 障害者歯科医療の重要性について、市の認識を伺います。

質問3 市内歯科医院における研究会協力医の人数及び令和6年度における協力医の治療担当状況を伺います。

質問4 令和7年度、隣接市の掛川市は研究会の希望額を予算計上したもの、他市町の足並みが揃わず予算執行に至りませんで

した。足並みが揃わない理由について見解を伺います。

質問5 近隣市町と共に創し持続可能な重要事業と考えるが、市としての判断を伺います。

質問者：黒田茂

質問事項2：リニア新幹線工事の現状について

【質問要旨】

リニア新幹線工事は国策であります。しかし、やってみなければわからない、掘ってみなければ実際に湧水の流れはわからないなどという事業に菊川市のライフラインを預けるわけにはいかないと考えます。開拓者精神とは程遠く持続可能社会を提唱推進している社会と真逆の行為と言わざるを得ません。昨年、県の舵取り役が代わり、スピード感を持ってという言葉を耳にするようになりましたが、この重要案件は熟慮に熟慮を重ね、石橋を叩いて渡らなければ進んではいけない事業であります。現状のままで静岡県工事区間着工に舵を切るには、大変危惧される問題事項が多くあります。現にリニア工事が原因で令和6年に岐阜県瑞浪市大湫町において地下水脈が絶たれ、ため池や井戸など14の水源が枯渇や水位低下しています。また、その事実公表と後の対応に工事事業者の隠蔽体質を感じずにはいられません。

水源に大変苦労してきた菊川市、水源の確保に功績された菊川の歴史に刻まれた地元の偉人は現状をどう思うでしょうか。市民のライフラインのみならず、商工農業に影響が出れば大井川流域の市町は存続の危機に直面します。

静岡県の土地にかかる工事区間は10.7キロですが、大井川水系に直結する県境のみの話ではないと考えます。いずれ天竜川水系、安倍川水系に影響が出る事も予想されます。何故なら陸続きで地中は繋がっているからです。故に静岡県民、特に菊川市民にとって必要な事業とは言えず、不安事業であります。水資源や生態系への影響・残土の処分先や処理・工事の信憑性と安全性・将来的な補償問題・等多岐にわたる不安満載の事業に対し、次の事項を伺います。

質問1 JR・静岡県主体の市内説明会は現在に至るまで数回行われていますが、市民参加者数を伺います。

質問2 多くの市民に現状を丁寧に伝える為に市が主体となり、市民に直接説明会をする機会をつくるか伺います。

質問3 大井川水系市町首長で作る協議会などで意見をまとめる事とは別にして、市民の生命と財産を守ることを第一に優先する立場の菊川市長として、リニア工事に関して推進か否か見解

【答弁者】

教育長

を伺います。

質問者：山下修

質問事項1：災害時の水の確保と災害井戸登録制度について

【質問要旨】

令和6年度能登半島地震では、能登地方を中心に水道施設の甚大な被災による断水の長期化等により、水源の確保が大きな課題となりました。そのような中、一部の被災地域では、住民の声かけ等により、井戸水や湧水が自発的に解放され、生活用水に利用される等、緊急時の代替水源としての地下水等の重要性が改めて確認されました。

国では自然災害による長期断水に備えて「災害時地下水利用ガイドライン」を3月末に公表しました。ガイドラインでは、井戸水の使用目的を主に「生活用水（飲用以外の洗濯、掃除、トイレ用など）」としています。これは、平常時に使用している井戸水でも、周囲の下水管の破損の影響や水脈の変化により水質が変わることの可能性があるためとしています。しかし水質の条件が確保されれば飲用も可とされています。また、災害時下での必要な水の量を例示し、発災から3日間は飲用として1日1人当たり3リットル、4～10日目までは最低限の炊事用などを含めて20リットル、11日～21日目までは、洗濯用なども含めて100リットルとしています。内閣府が今年公表した南海トラフ巨大地震の新たな被害想定でも、県内の断水率は被災1週間後でも70%、一ヶ月後でも24%と示され災害時の水の確保は喫緊の課題とされています。また、沖積層が広く堆積する中東遠地区は地下水が豊富でなく井戸の少ない地域とされ、河川水に重点を置く自治体もあります。菊川市でも「災害井戸の登録制度を目指して準備、又は導入の可能性を検討する」とのことですが現状の可能性と今後の対応について以下9項目について伺います。

質問1 長期断水時に遮断装置のある配水池の貯水タンクや耐震性貯水槽で、どの程度の期間まで飲料水や炊事用を含めた必要量を確保できるのか伺います。また、施設の故障や配管の損傷はないが、電源が喪失した場合の配水への影響がどの程度であるか、また、その影響の出る地域は具体的にどこか伺います。

質問2 自己水源を利用した浄水施設として公文名浄水場があり、電源が喪失した場合非常用発電機で対応できるとしていますが、菊川市が必要とする水量のどの程度の処理能力があるのか伺います。

【答弁者】

市長

質問3 水の確保には、様々な方法があり市町の実情に合った形で進めることが重要です。生命をつなぐ為の飲用としての上水道は、最優先で確保しなければいけませんが、飲用と飲用以外に使い分ける対応は検討されているのか、また飲用以外の水の確保に向けた水源確保の可能性についてどのように考えているのか伺います。

質問4 大井川広域水道企業団から上水の供給が開始される前に使用されていた施設や井戸で、突然の災害の発生時に災害井戸として登録して活用できると予測される箇所はどの程度存在するのか伺います。また、導入に向けた今後のスケジュールについて伺います。

質問5 災害井戸を飲料水として使用する場合には、地震後の水質の変化を調査し条件が確保されれば可とする、というガイドラインであるが、通常飲料水として利用している井戸の数にもよるが、水質調査にどの程度の時間を要するのか伺います。

質問6 地盤が頑強で地震により管路に破断や破損の起こりにくく、自然流下で配水できる上流区間に、災害時給水拠点を設置することにより迅速に水を配給するための手段とすることはできないか伺います。

質問7 飲料水第一とすれば、地震による火災発生時の消火栓の使用制限の対応が必要と思うがどうか、また、消火栓以外の火災消化のための水利確保への対応について伺います。

質問8 県内では、災害井戸制度がすでに9市町で導入（令和7年5月時点）されていますが、制度運用上の課題にはどのようなことがあり、対応をどのようにとっているのか伺います。

質問9 災害時協力井戸登録制度事業を、令和8年度から実施予定と聞くが、実施要綱策定状況（事業内容、登録対象、補助制度、情報の公開等）について伺います。また、制度の周知についても伺います。

質問者：須藤有紀

質問事項1：若者を呼ぶ農業を目指して

【質問要旨】

2022年1月岸田元首相が年頭記者会見で「スタートアップ創出元年」を宣言し、スタートアップ育成5か年計画の下、様々な支援政策が打ち出されてきました。折り返し地点に差し掛かる今、時価総額10億ドルを超えるユニコーン企業は8社と2社増、スタートアップ企業数は16,100社から22,000社と1.5倍増となり、一定の効果がみられています。(2024年経済産業省)

菊川市においても、「市内事業者の経営強化とスタートアップ支援」を目指して産業支援センターEnGAWAを核としたマッチング支援や、ビジネスコンテスト等でのスタートアップ支援に取り組んでおり、本年9月議会一般質問で答弁を頂いた通り、茶業を中心に一定の成果が上がってきてていると認識しています。

菊川市は就業人口の1割が農業従事者であり、茶業を含む農業振興は重要な課題です。「農業労働力に関する統計」によれば、基幹的農業従事者の平均年齢は69.2歳に達し、そのうち71.7%が65歳以上となっています。今後20年で多くが引退すると見込まれるため、新規就農者の増加がなければ、基幹的農業従事者はおよそ7割減少する計算になります。他方、過去の一般質問でも述べているように、世界人口80億から100億へと20億人の増加見込みによる世界的な食糧不足が懸念されているにもかかわらず、気候変動や世界的な土壌劣化傾向などから食料供給量の減少予測が出ていることから、世界に向けた日本の安全な農作物の供給は、成長産業となる見込みがあります。

しかし、優れた農作物を作る技術があっても販売網がない小さな農家や、大規模経営をしたくても農地集約に苦労する農家、経営体の規模拡大や法人化、多角化といった取り組みが進みづらい現状があり、ポテンシャルを生かせていないために農業従事者や農業を志す者にとって農業の将来像を描きにくい面があります。将来性がなければ、若い人を惹きつけることはできません。

単に農作物を「作る」だけでなく、「売る」「経営する」までを視野に入れた農業への転換が重要です。昨年7月9日に協定を結んだエム・スクエアラボのやさいバスの仕組みのように、単体では困難な小さな農家に対しては企業とのマッチングによる課題解決も重要と考えます。

本年12月11日にはビジネスコンテストが開催予定となっており、農業、食糧、環境がテーマとなっています。当市における農

【答弁者】

市長

業を中心としたマッチング支援について、改めて現状と考えを伺います。

質問1 菊川市における農業経営者の年齢構成、経営体の形態（個人経営・法人経営の比率等）について、現状を伺います。また、農業における「経営」の重要性についてどのように捉えているか見解を併せて伺います。

質問2 農業経営者の育成に向け、事業計画・資金調達・販路開拓・人材管理等に関する研修や伴走型支援も必要と考えますが、菊川市における取組状況を伺います。また、経営力の強化を重視した支援策（法人化、複合経営、販路開拓など）の取組状況とその課題についても併せて伺います。

質問3 エム・スクエアラボとの連携協定に基づく取組の状況を伺います。2024年7月10日付日本経済新聞では、コミュニティーバスで乗客と農産品と一緒に運ぶ「貨客混載」の検討、及びスズキと共同開発するロボット台車「モバイルムーバー」を使ったスマート農業の推進について報道されていました。現状を伺います。

質問4 移住推進及び新規就農支援に関して、移住者数、新規就農者数、及びその年齢層の現状を伺います。

質問5 藤枝市が東京都で行っているように、農業ベンチャーと農家のマッチングを図ることを念頭に農家のニーズを把握し、その困りごと、ニーズにマッチングさせる形で企業誘致を図ることが重要だと考えます。当市においても東京都有楽町で「菊川市スタートアップ交流会」を実施されていましたが、スタートアップへの働きかけと共に農家のニーズ把握の重要性及び必要性をどのように考えているか、また、ニーズ把握に向けてどのような施策が考えられるか見解を伺います。

質問6 経営者マインド醸成の意味も込め、ビジネスコンテスト参加者と市内農家の交流の場をつくるなど、農家との異業種交流の場も必要だと考えます。実現可能性を伺います。

質問7 実践の場づくりも重要です。会派視察で伺った有限会社

日の出企画では、行政と連携しながら空き家を活用した起業を推進しており、長泉町から業務委託された2年半で19名の開業者が出たとのことでした。こちらは、商工会の起業セミナー参加者に屋台やコワーキングスペース等での実践の場を提供し、ミニマムスタートから軌道に乗せて空き家をリノベーションした物件での開業までもっていく方式とのことです。そのうち、高付加価値戦略でキヌアの収穫、販売を目指す農家も誕生したと言います。「やってみたいけど実践の場がない」という潜在的新規就農者向けに、実践の場づくりも重要と考えますが、市の取り組み状況及び実現可能性について見解を伺います。

質問8 大規模経営のための農地集約にあたり、小規模農家や高齢農家による農地の手放しにくさも課題の一つと考えます。原因として考えられる法規制、相続、税負担等への対応状況を伺います。

質問者：須藤有紀

質問事項2：菊川駅前広場の開発について

【質問要旨】

菊川駅北口駅前広場の開発について、本年6月定例会一般質問において展望を伺いました。全国を見渡せば駅前開発を利便性の向上のためだけでなく、まちづくりコンセプトの表象として位置づけ、一体的な開発をしている事例が散見されます。

愛知県豊田市ではプレイス・メイキングの手法を取り入れて豊田市駅前を開発し、居場所づくりだけでなくカップルの誕生等、予期せぬ成功があったと言います。那須塩原市でも11月30日まで、那須塩原駅西口駅前広場において「那須 塩原PLACEMAKING よってく？駅前広場」を実施し、公共空間の活用・可能性について、「什器等の設置」と「イベント・商業トライアル利用」を併せて行うことで空間の使われ方を可視化する実証実験を行っています。

また、民間との連携による開発で魅力ある場づくりに成功した事例も散見されます。福井県敦賀市では北陸新幹線の新駅開業にあわせて官民連携による駅前再開発に成功しました。当初は年間40万人来場を見込んでいたところ、令和5年9月には年間70万人を上回る来場者数となったといいます。駅の種類や開発できる面積等、状況は異なるものの、官民連携による魅力的な場づくりを目指せるという好例です。

まちづくりのコンセプトを明確化し、プレイス・メイキングの手法等を取り入れながら駅前広場の整備を進めることは重要と考えますが、市の見解を伺います。

質問1 駅東側の市有地に関しては、民間開発の可能性があるとの答弁がありました。民間事業者の参入を促すための積極的働きかけについて、展望を伺います。

質問2 立地条件以外に菊川市の魅力をどのように捉え、どのようなコンセプトで駅前広場の開発をしていきたいと考えているか、まちづくりの観点から駅のコンセプト、位置づけを見直すことは重要と考えますが見解を伺います。

質問3 単なる交通機能としてではなく、まちづくりにおける施設としての役割付けを行っていくことが重要だと考えます。地域づくりで連携できる民間企業や、コンサルタント等、民間と連携した駅前開発について、改めて考えを伺います。

【答弁者】

市長

質問4 どのような駅前広場を作っていくのか、サウンディング調査だけでなく実証実験を行いながら進めていくことも必要だと考えます。駅前広場整備のスケジュールや実証実験の実施等について展望を伺います。

質問5 若者や家族が行ける場所として駅の開発をしたい、との構想も伺いました。改めて菊川駅北口駅前広場の開発について、未来の展望を伺います。

質問者：織部光男

質問事項1：平和を守る為の教育とは

【質問要旨】

今年は終戦から80年が経過した節目の年です。ロシアのウクライナ侵攻から3年、イスラエルがガザ地区を攻撃し2年が経過、戦争の悲惨な映像を日本人はテレビで見ています。しかし、80年前の日本でも広島・長崎・沖縄・東京等が同じ状態でした。しかし、日本の戦場を思い出す人は、現在人口の1割以下だと思います。菊川市は平和都市宣言を2009年に制定致しました。16年が経過しています。16年間でどのような具体的な平和活動をしたのでしょうか？今回は平和都市宣言市民として「平和を守る為」に何をするべきかを考えていきたいと思います。菊川市としてやるべきことはあるはずです。平和維持には市民の政治監視は欠かすことは出来ません。10年前に閣議決定した安全保障関連法の「集団的自衛権」（これは他国同士の戦争へ参加可能）と「敵基地攻撃能力容認・1,000km長距離ミサイル容認」を日本弁護士連合会は憲法違反だと言っています。日本の平和憲法には戦争の放棄がありますこれを守っていれば戦争は起りません。2026年は日本が国連に加盟して70年になります。しかし、国連は戦争を終わらせるることはできません。このような中で自治体は今、何をすべきでしょうか？他市では平和のための条例制定が進んでいます。例えば藤沢市・宝塚市・苫小牧市・時津町等です。菊川市も宣言に留まらず平和条例を作りませんか？2024年防衛省が青森・秋田・栃木・長崎の小学校2400ヶ所に子供版「防衛白書」を配布しています。自衛隊員の不足と危機感をあおる目的と思われます。政府はタガが外れているとしか考えられません。教育に政治は介入してはならないのが鉄則のはずです。広島市では毎年8月6日の平和記念日に合わせて教育委員会が各学校に通知を出し「平和を考える集い」などの行事を通じて平和教育の充実を図っています。平成25年度には被爆体験の風化への懸念から「広島平和ノート」副教材を作成し小学1年生から高校3年生までの発達段階に応じた平和学習を体系化しました。（広島松井教育長談）。広島市の教育はまさに平和教育と憲法の平和主義の実践です。そして何より必要な若い世代への継承が根底にあります。菊川市教育委員会に次世代につながる活動はあるのでしょうか？菊川の子供達は平和宣言の意味を理解し、平和を守る為の行動が出来るまで学べていますか？戦争体験者が一割未満の現在、未体験者の20代から70代世代は、防衛費が今年は8.5兆円、2027年はGDP比1%から2%まで上げる予定。

【答弁者】

市長  
教育長

5年間で43兆円、全世界の軍事費の合計は2023年約400兆円。このような軍拡予算を聞いても恐怖を感じないでしょう。憲法と非核三原則等を知る人は、戦争の準備をさせてはいけない平和憲法を守れと思っています。戦争が起こってからではなく起こる前に市民・自治体が行動を起こすべきだと思います。それが平和都市宣言の使命だと思います。今の沖縄琉球弧全体が戦争前の準備状態です。自衛隊基地57に増強・敵基地攻撃1,000km長距離ミサイル配備、避難訓練等。また九州熊本の県庁から1.5kmにある健軍駐屯地にもこのミサイル配備が今年度から進められています。2km圏内には保育施設・学校が60ヶ所以上あります。この現実を知って平和からはかけ離れたことをしていると感じませんか？国民の知らないところで8.5兆円を使い軍備拡張が行われています。今年6月の奥野議員の質問に「原爆の絵」について、2024年末に展示用パネルを作成する取組を行い菊川市が管理する。活用については、今後、学校における平和学習教材として貸し出すなどその趣旨にそった活用をはかっていくと市長の答弁がありました。私はこの答弁に期待します。私は「原爆の絵」を何度も見ていますが見るたびに感じる事は二度と戦争はしてはならないという純粋な気持ちです。菊川市でも今年「原爆の絵」を見ることが出来ました。7月31日から8月10日の間に市役所ロビーと中央公民館で展示会が開催されました。主催は「原爆と人間写真展」実行委員会です。これは30年前から毎年恒例のイベントで、ことしは約300人の来場者がありました。感想アンケートである教師の方が「戦争のない世の中にする為に多くの子供達を見てほしい。」と書いていました。子供は歴史を知らなくても戦争はしてはいけない、その気持ちを持ってくれるだけでいいと思います。憲法の平和主義のタネをここに蒔ければ平和教育だと思います。これこそが平和都市宣言の真髄だと思います。この「原爆の絵」は見るだけの価値は十分あります。私は菊川市民全員に一度は見てもらいたいと思います。今回はこの「原爆の絵」の市長発言「活用を図っていく」に重点をおき質問致します。

質問1 行政は16年間でどのような具体的な平和活動をしたのでしょうか。

質問2 菊川市も宣言に留まらず平和条例を作る計画を立てませんか。

質問3 市長は今の政府に危機感を感じていますか。
質問4 2024年展示用パネルは何枚作成したのでしょうか。
質問5 小中学校への「防衛白書」配布については賛成できますか。
質問6 子供版防衛白書は政治的中立性を侵害していると思いますか。
質問7 学校は16年間で具体的平和活動をしたのでしょうか。
質問8 広島市の教育のように具体的に何かやっていますか。
質問9 教育長は広島の「平和を考える集い」を行う考えはありますか。
質問10 教育長は「原爆の絵」の活用をどのように考えていますか。
質問11 「原爆と人間写真展」実行委員会が望む具体的企画を知っていますか。
質問12 出前講座に「原爆の絵」の追加はしますか。
質問13 各地区のセンター祭りに「原爆の絵」の貸し出しはしますか。